

消滅時効 宅建 H17-04-4 <<#663>>

【問】 正誤をつけよ。

AのDに対する債権について、Dが消滅時効の完成後にAに対して債務を承認した場合には、Dが時効完成の事実を知らなかったとしても、Dは完成した消滅時効を援用することはできない。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 援用権の喪失【★基礎必須】

消滅時効が完成した後に債務を承認した債務者は、承認した時点において時効完成の事実を知らなくても、信義則上消滅時効を援用できない。（援用権の喪失）

⇒ 承認以後**再び時効が完成**すれば援用できる